

福知山市議会基本条例 (条例と解説)

 福知山市議会



平成25年4月1日施行

福知山市議会

【目次】

解説編

前文	P2
第1章 総則（第1条）	P3
第1条（目的）	
第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第5条）	P4～5
第2条（議会の活動原則）	
第3条（議長の責務）	
第4条（議員の活動原則）	
第5条（会派）	
第3章 市民との関係（第6条）	P6～7
第6条（市民参加及び市民との連携）	
第4章 市長等との関係（第7条—第12条）	P8～10
第7条（市長等と議会及び議員の関係）	
第8条（市長による政策等の形成過程の説明）	
第9条（予算案及び決算における政策説明資料の作成）	
第10条（地方自治法第96条第2項の議決事項）	
第11条（予算等に対する議会の役割）	
第12条（各種審議会への参画）	
第5章 国との関係（第13条）	P11
第13条（地方議会の国への働きかけ）	
第6章 自由討議の拡大（第14条）	P11
第14条（自由討議による合意形成）	
第7章 政務活動費（第15条）	P12
第15条（政務活動費の交付、公開及び報告）	
第8章 議会改革の推進（第16条・第17条）	P13
第16条（議会改革）	
第17条（交流及び連携の推進）	
第9章 議会及び議会事務局の体制整備（第18条—第23条）	P14～16
第18条（委員会等の適切な運営）	
第19条（議会図書室の活用）	
第20条（議員会派室の活用）	
第21条（議会事務局の体制整備）	
第22条（研修の充実強化）	
第23条（議会広報の充実）	
第10章 議員の定数及び報酬並びに政治倫理（第24条・第25条）	P17
第24条（議員定数及び議員報酬）	
第25条（議員の政治倫理）	
第11章 最高規範性及び見直し手続（第26条・第27条）	P18
第26条（最高規範性）	
第12章 補則（第28条）	P18
附則	

解 説 編

前 文

市民が、自らの意思と責任で地域のことを決定することが、地方自治の本旨である。市民に選挙で選ばれた議員により構成される福知山市議会（以下「議会」という。）は、この住民自治を議会運営の基本理念として活動していかなければならない。

また、議会は、二元代表制の特性をいかし、市長と緊張関係を保持しながら、市民参加のもとで、住民自治の実現にまい進する責任と権限を負っている。我々は、その持てる権能を十分に駆使し、自由かつ達な討議をとおして、論点及び争点を明確にするとともに、市民への積極的な情報公開を推し進めることで市民福祉の向上に寄与し、市民主体の地方自治を実現する使命がある。

この使命を達成するために、議会の最高規範として、本条例を制定した。我々は、この条例に定める議会としての議会運営の規範を遵守し、実践することにより、市民に信頼され、評価される議会を構築するものである。

【解 説】

近年は地方自治制度の改革が行われ、本格的な地方分権が進展する中で、地方公共団体は一層自らの責任と判断で市民の負託に応えていくことが求められており、地方議会の責務も一層増すこととなります。

市民に選挙で選ばれた議員で構成する議会は、市長等執行機関の行政運営の監視と評価を行うとともに市民の意見を的確に把握し、市政に適切に反映させなければなりません。そのためには、二元代表制における議会の役割を明確にし、その権能を発揮していくことが求められています。

議会が市民の信頼を得るためには、積極的な情報公開を進め、市民の立場に立ち、将来にわたって「住民自治」を確立する観点から、地方議会自らが改革に取り組む強い覚悟と行動が必要です。

前文では、これらのことを踏まえて、福知山市議会の決意を表明し、この条例を最高規範として議会の運営を実践していくことを述べています。

用語解説

市民

この条例においての「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいいます。

二元代表制

地方自治体において執行機関である首長と議事機関である議会を構成する議員の双方を、住民が直接選挙で選ぶ制度のことをいいます。二元代表制の特徴は、市長、議会がともに住民を代表するところにあります。

住民自治

その地域の住民の意思に基づいて、地方行政の運営が行われることをいいます。

第1章 総則（第1条）

第1条（目的）

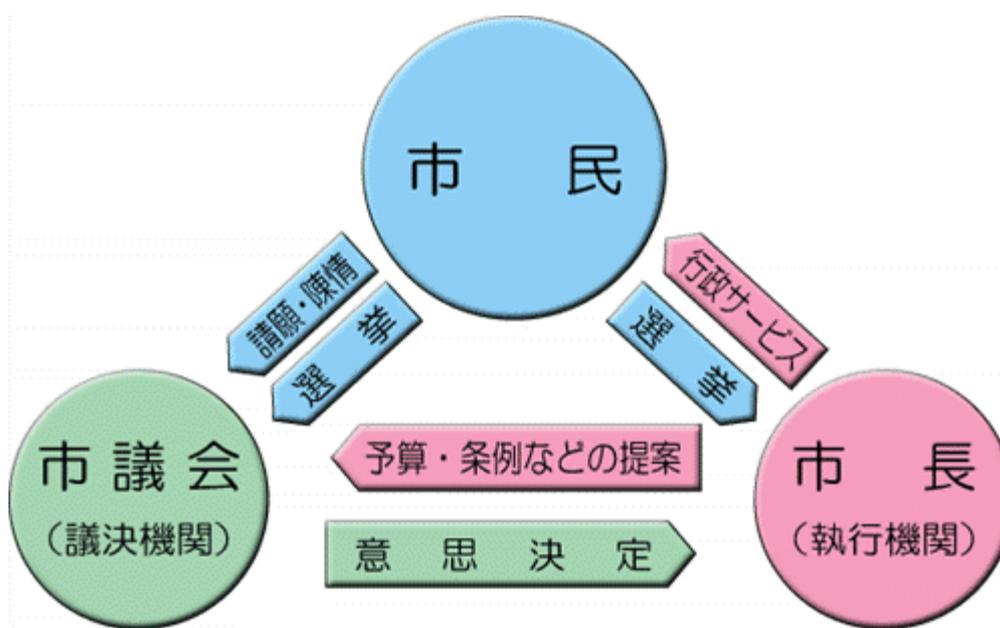
この条例は、二元代表制の下、市民及び市長並びに議会の関係、議会活動の基本原則その他基本的な事項を定めることにより、自治体が立案する事務の決定、執行及び評価における論点や課題を広く市民に明らかにするとともに、合議制の意思決定機関としての議会の果たすべき役割を明確にし、もって福知山市の豊かなまちづくりを実現することを目的とする。

【解 説】

この条例の目的を定めています。

この条例は、二元代表制のもとで、議会と議員の活動や議会の運営に関する基本的事項を示し、議会の果たすべき役割を明確にすることで、福知山市の豊かなまちづくりを実現することを目的としています。

二元代表制の市民・議会・市長のイメージ



第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第5条）

第2条（議会の活動原則）

- 1 議会は、議会活動への市民参加と情報公開の原則に基づき、活動を行わなければならない。
- 2 議会は、議会活動に市民の積極的な参加を募るため、市民が参加しやすい仕組み作りに努めるとともに、議長が議会に諮って議案の審議に用いる資料等を提供し、市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。
- 3 議会は、議長、副議長並びに各委員会の委員長及び副委員長の選出等に当たっては、それぞれの職を志す者に対して、所信を表明し、又は質疑応答する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。

【解説】

- 1 情報公開を推進し、市民参加のもとで議会活動を行うことを定めています。
- 2 傍聴者に議案資料等を提供し、情報を共有することで、市民の傍聴意欲を高める措置を講じることを定めています。
- 3 議会の役職者の選出について、役職を志す議員が行う所信表明を市民に公開し、その選出過程を明らかにすることを定めています。

第3条（議長の責務）

- 1 議長は、中立で公平な議会運営を行わなければならない。
- 2 議長は、本会議後に必要に応じて記者会見を実施し、議会の情報公開に努めなければならない。

【解説】

- 1 議長は、議会を代表する地位にあるため、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、常に中立で公平な議会運営を行うことを定めています。
- 2 議会からの情報発信の手段として、議長が議会の代表として、議会における決定事項や決定にいたった議論の経過などの情報の提供に努めることを定めています。

第4条（議員の活動原則）

- 1 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、市民全体の健康で文化的な環境の確保と均衡ある発展を目指して、自らの政治信条に基づいて活動しなければならない。
- 2 議員は、市政の課題全般について市民の意見の的確な把握に努めなければならない。
- 3 議員は、政策、条例、意見等の議案の提出に努めなければならない。
- 4 議員は、議案審査に当たって反対するときは、代案をもってすることに努めなければならない。

【解説】

- 1 議員は、議会の役割及び責務の十分な認識の下に、総合的な視点に立って、自らが将来の展望を持って、市全体のために貢献できる活動をすることを定めています。
- 2 議員は、市民の代表として、市政全般に関して、市民の多様な意見を的確に把握することに努めることを定めています。
- 3 議員は、福知山市の豊かなまちづくりを実現することを目的として、政策、条例、意見等の提出により、市政に対して有効な政策提言を行うことに努めることを定めています。
- 4 議員は、議案に対して反対することに留まらず、前向きな代案の提出に努めることを定めています。

第5条（会派）

会派は、政策上の理念を共有する2人以上の議員で構成し活動することができる。

【解説】

議員は、2人以上の議員の構成で会派を結成し活動することができることを定めています。

会派は、基本的な理念や政策の考えを同じくする議員で構成することにより、積極的な調査研究を実施するなど政策提言を行いやすくします。また、会派間の意見の調整などを行うことにより、議会活動及び議会運営の円滑な実施につなげることができます。

用語解説

政策提言

市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要なしくみに関する条例案を議会に提案することや、必要と思われる政策を本会議の質問の場や委員会の場で市長等に対して提案することをいいます。

第3章 市民との関係（第6条）

第6条（市民参加及び市民との連携）

- 1 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、全ての会議を原則公開する。
- 3 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させる。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、提出者が希望した場合は、その委員会審査又は調査において、意見を直接述べることができるよう配慮しなければならない。
- 5 議会は、重要な議案に対する各議員の意見を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めなければならない。
- 6 議会は、議会報告会を開催し、市民に対し討議内容及び議決事件の説明をするとともに、市政全般に関する課題について市民との意見交換に努めなければならない。

【解 説】

- 1 議会の果たすべき重要な責任として情報の公開の徹底と、市民に対する説明責任の履行を定めています。
- 2 議会の情報を公開し、市民と情報を共有するため、議会が開催する各種会議は原則公開とすることで、いつでも傍聴できるように定めています。
- 3 本会議、常任委員会における討議に市民等及び有識者の意見を反映させるため、地方自治法に規定されている公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用することを定めています。
- 4 議会に提出された請願については、委員会において慎重に審査を行います。ここでは、委員会における審査を充実させるため、請願の紹介議員や請願者から希望があった場合は請願を提出するにいたった背景や目的などの意見を主張する機会を設けることを定めています。
- 5 議員に対する市民の評価が的確になされるよう、重要な議案に対する各議員の賛否等を議会広報等で公表することを定めています。
- 6 議会活動や市政に関する情報を共有するため、議員自らが地域に出向き、直接議会活動についての報告を行うことを定めています。

請願と陳情(要望)

市政などについて、市民のみなさんが直接市議会に要望できる制度があります。それが「請願（せいがん）」と「陳情（ちんじょう）」です。

提出された請願は、議会で慎重に審議されます。その結果、内容が妥当と認められるものは採択され、市長などに送付してその実現を要請したり、関係機関に意見書などを提出したりします。

なお、請願を提出するには1人以上の紹介議員（請願の内容に賛意を表す議員）が必要です。

陳情（要望）は請願と同じ要領で提出できますが、議員の紹介は必要ありません。

議会報告会の開催

議会報告会は、議員自らが皆さんの地域に出向き、市議会の定例会や臨時会における議案審査の議論や審査結果などを報告するとともに、それに対する意見を伺うことで、議会運営や市政発展への参考にしたいと考えています。

また、各地域の課題について、直接市民の皆さんと意見交換をすることで、政策提言を通じて市政に反映させたいと考えています。



公聴会制度と参考人制度の活用

公聴会制度は、本会議及び委員会において、予算その他重要な議案、請願等の審査に、真に利害関係を有する者又は学識経験者などから直接意見を聴くことができる制度です。

参考人制度は、本会議及び委員会において、市の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる制度です。

いずれの制度も個別の案件に対する意見を深く聴くことで、議案審査や政策提言につなげることができます。

第4章 市長等との関係（第7条—第12条）

第7条（市長等と議会及び議員の関係）

- 1 議会の本会議における議員と市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）の一般質問における質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。
- 2 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長長の許可を得て、論点及び争点を明確にするため、反問することができる。
- 3 議会は、災害が起きたときには、市民及び市長との間で情報の共有化を図り、迅速な対応に努めなければならない。

【解説】

- 1 本会議における一括質問一括答弁は、市政上の論点・争点が曖昧になるおそれがあり、これらを明確にしていくために、質疑は一問一答方式で行うことができることを定めています。
- 2 本会議や委員会において、市長等は、議員からの質問や質疑に対して答弁を行います。答弁を行うにあたり、質問や質疑の内容が不明確であった場合、議員が知りたいことを聞けないばかりか、傍聴される方にも議論がわかりにくいものとなってしまいます。そこで、市長等が質問や質疑を行った議員に対して、質問等の趣旨の確認をすることができるよう定めることで、議論の論点と争点を明確にしようとするものです。
- 3 災害時には、被災状況と問題を把握するために、必要な段階において会議等を招集し、市長等に説明を求めるなど、情報の共有化を図り、必要な対応を協議します。



用語解説

一問一答方式

議会での議論の活性化と市民の皆さんに分かりやすい議会運営とするために、質問項目のうち、一つずつ尋ねたい内容を、議員の発言、市長等の答弁という形で問答を繰り返す方式をいいます。

これに対し、質問項目すべてを一括して議員が質問し、その後一括して市長等が答弁する質問の方法を「一括質問一括答弁方式」といいます。

第8条（市長による政策等の形成過程の説明）

- 1 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、その水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して次の事項の説明に努めるよう求めるものとする。
 - （1） 政策等を必要とする背景
 - （2） 検討した他の政策案等の内容
 - （3） 他の自治体の類似する政策との比較検討
 - （4） 市の総合的な計画との整合性
 - （5） 関係ある法令及び条例等
 - （6） 政策等の実施にかかわる財源措置
 - （7） 将来にわたる効果及び費用
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めなければならない。

【解 説】

- 1 議会は、政策水準が高まるような議論が行われるよう政策等の決定（提案に至る）過程を明らかにし、7項目にわたる情報の提供を市長に求めることを定めています。
- 2 議会は、市長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを定めています。

第9条（予算案及び決算における政策説明資料の作成）

議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める。

【解 説】

議会は、市長が予算案や決算を議会へ付議するにあたっては、前条同様に、市民の代表である議員が審議を深められるよう分かりやすい説明資料を作成するように市長に求めることを定めています。



第10条（地方自治法第96条第2項の議決事項）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく、代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考慮の上、次のとおり定める。ただし、法律に定めのない計画等については、各所管の常任委員会等で調査及び研究する。

- (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること。ただし、行政内部の管理にかかる計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。

【解 説】

地方自治法第96条第1項では、条例の制定や改正・廃止、予算の議決、決算の認定など地方公共団体の議会が議決しなければならない事件（議決事件）が挙げられています。加えて、同条第2項では、地方公共団体に関する事件で議会が議決すべきものを条例により定めることができるという規定があります。

本市議会では、市が策定する上記の特に重要な計画等の策定や変更について、議決事件としています。これにより、計画策定時点から議会意見の反映を可能としています。

第11条（予算等に対する議会の役割）

議員が予算を伴う条例案を提案するときは、市長と協議する。

【解 説】

議会が予算措置を伴う条例案を提案する場合は、市長と協議することを定めています。

第12条（各種審議会への参画）

第12条 議員は、各種審議会及び委員会には、法令の定めのあるものを除き参画しない。なお、当該各種審議会及び委員会において審議する行政課題については、議会においても独自に調査及び研究するものとする。

【解 説】

議員は、法令の定めのあるものを除き、各種審議会等の審議には加わず、議会活動の中で行政課題や必要な政策について調査、研究します。

第5章 国との関係（第13条）

第13条（地方議会の国への働きかけ）

- 1 議会は、地方分権をさらに推進し、真の地方自治を確立するため、積極的に国に働きかけなければならない。
- 2 議会は、国に対し意見書等を提出することにより、市民の要望を国に直接伝えることに努めなければならない。
- 3 議会は全国市議会議長会等を通じ、各自治体が共有する諸課題の提言及び政策等を国に申し入れる。

【解説】

- 1 地方分権を推進し、市民の要望（住民自治）を遂行するために、積極的に国への働きかけを行うことを定めています。
- 2 国が関係する事案について、請願や陳情（要望）などによる市民の要望や行政課題等の解決に向けて、必要と認める場合には国に意見書を提出することにより、その実現に努めることを定めています。
- 3 本市だけでなく、各自治体が同じ行政課題を共有する場合は、共同してその解決に向けた取り組みを国に申し入れることを定めています。

第6章 自由討議の拡大（第14条）

第14条（自由討議による合意形成）

議会は、会議においては、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めなければならない。

【解説】

議会の会議においては、市長等に対する質疑に加え、今後は、議員間での議論を活性化し、議長、委員長といった会議の長が、議論の結果を市政に反映させるための政策形成を行うことを定めています。

第7章 政務活動費（第15条）

第15条（政務活動費の交付、公開及び報告）

- 1 政務活動費の交付については、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、福知山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年福知山市条例第30号）に基づくものとする。
- 2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、市民等から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した収支報告書を条例で定める期日までに提出するとともに、自ら説明責任を果たすよう努めなければならない。
- 3 前項の報告書は、所定の場所において市民が自由に閲覧できるようにしなければならない。
- 4 政務活動費の条例の改正案は、市長が提案する場合及び法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案する。

【解説】

- 1 政務活動費は、議員の政策の調査及び研究が確実に行われ政策提言につながるよう条例に基づき、会派又は議員に交付することを定めています。
- 2 政務活動費の用途に関する公正性、透明性を確保するため、議長に対し証票類を添付した収支報告書の提出を義務付けし、その活動状況を議会広報などで市民に報告します。
- 3 収支報告書は市役所情報公開コーナーに常時設置し、市民が自由に閲覧できることを定めています。
- 4 政務活動費に関する条例を改正する場合は、広く市民の意見を聴取するなど、市民に対して説明責任を果たせるよう、明確な改正理由を付けて提案します。

用語解説

政務活動費

議員の調査研究のために必要な経費の一部として、条例に基づいて会派又は議員に交付することができます。福知山市議会では、議員1人当たり年額18万円の政務活動費を交付しており、用途基準に従い、議員の行う先進地視察や現地調査、調査研究活動のために必要な図書や資料の購入など、市政に関する調査研究に資する経費として活用しています。

第8章 議会改革の推進（第16条・第17条）

第16条（議会改革）

- 1 議会は、議会改革に継続的に取り組まなければならない。
- 2 前項の取組を進めるため、議会改革検討会議（次項において「検討会議」という。）を設置する。
- 3 検討会議は、必要に応じて、学識経験者等を招致し意見を求めることができる。

【解説】

- 1 議会基本条例の趣旨に則り、市民に開かれた議会をめざし、議会活動の活性化により、市民福祉の向上に寄与し、市民主体の地方自治を実現するための議会改革に継続的に取り組みます。
- 2 議会改革に継続的に取り組むために、議会改革検討会議を設置し、議会基本条例に規定する取り組みの検証や改革事項の提言を行います。
- 3 議会改革検討会議は、必要に応じて専門家の意見を聴き、議会改革のための活発な議論につなげます。

第17条（交流及び連携の推進）

議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を促進するため、独自に、又は共同して、議会の在り方についての調査研究等を行う。

【解説】

議会改革を効果的に推進するために、他の自治体の議会との交流及び連携を促進し、調査研究につなげます。

第9章 議会及び議会事務局の体制整備（第18条—第23条）

第18条（委員会等の適切な運営）

- 1 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の特性をいかし、閉会中の調査研究等を積極的に進め機動力を高めなければならない。
- 2 委員長は委員会の秩序保持に努め、委員長報告を作成するとともに、当該報告への質疑に対する答弁については、責任をもって行わなければならない。
- 3 委員会は、市民の積極的な傍聴を募るため、出張委員会等（福知山市役所本庁舎以外で開催する常任委員会等をいう。）を行うことができる。
- 4 委員会の審査に当たっては、委員長が委員会に諮って、傍聴者に議案の審議に関する資料等を提供することができる。

【解説】

- 1 委員会は、閉会中においてもその所管に係る調査研究等を積極的におこない、通年的に開催し、直面する行政課題に対して迅速に対応できるよう、その機能を十分発揮しなければならないことを定めています。
- 2 委員長は、中立公平な立場において、委員会の秩序を保持し、その運営に努めることを定めています。また、委員長報告に関する委員長の責任を定めています。
- 3 委員会は、市民参加を推進するため、福知山市役所本庁舎以外でも開催することができます。
- 4 市民に分かりやすい議論を行うために、委員長が委員会に諮ったうえで傍聴者に資料等を提供することができます。

委員会等

委員会等には、議会設置の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。そのほか、議会が特定の事項を協議するために任意で設置する委員会もあります。

用語解説

常任委員会

本市議会には、総務、市民厚生、経済、文教建設の各部門別の計4常任委員会があります。それぞれの委員会に属する市の事務に関する調査を行い、議案等を審査します

議会運営委員会

議会を円滑に運営するため、議会運営の全般について協議し、意見などの調整を図るために設けられている委員会です。

特別委員会

常任委員会とは別に、特定の事項や、複数の常任委員会にまたがる事項について審査する必要があるときに、議会の議決により設置される委員会のことをいいます。本市議会では、決算・予算審査特別委員会や由良川改修促進特別委員会がこれにあたります。

第19条（議会図書室の活用）

議会は、議会図書室を充実させるとともに、これを議員のみならず、市民及び市職員の利用に供する。

【解説】

地方自治法では、議員の調査研究のために、議会図書室を設置することが定められています。議員の政策立案及び政策提言のために、電子化されたものを含む書籍、資料等をより一層充実させる必要があります。

また、議会図書室は、誰もが利用できるものであり、利用しやすいものとする事で、市民の皆さんと議員との意見交流の場としての活用も考えられます。



第20条（議員会派室の活用）

市民の多様な議会への要望などに対応する1つの活動拠点として、議員会派室を設ける。

【解説】

議員会派室は、市民の皆さんからの要望の対応や会派議員の協議などに活用し、議員の活動拠点の場として活用します。

第21条（議会事務局の体制整備）

議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能を積極的に強化できる職務執行体制を確保しなければならない。

【解説】

議会の政策形成機能の向上や議会活動を効率的に進めるためには、その活動を補佐する議会事務局の役割が重要となります。そのために、議会事務局の調査及び法務機能の充実を図ることができる体制の確保が必要となります。

第22条（研修の充実強化）

議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、広く各分野の専門家との研究会を積極的に開催し研修の充実強化を図らなければならない。

【解説】

議会は、本市の抱える課題について、自ら解決策を考え、提案する能力を身につける必要があります。そのために、議員の能力向上のために必要な研修を実施することを定めています。

第23条（議会広報の充実）

- 1 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めなければならない。
- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めなければならない。

【解説】

- 1 議会は、議会活動や市政に係る重要な情報を、広く市民の皆さんに知ってもらうために、議会だより等により、議会の視点から広報活動を充実することを定めています。
- 2 情報技術の発達に合わせ、市議会ホームページや会議のライブ中継・録画配信を活用するなど、様々な広報手段により、市民に議会や市政に関心を持ってもらえるよう広報活動を行うことを定めています。



福知山市議会本会議・委員会（決算・予算審査等）ライブ中継



福知山市議会のホームページから会議の様子をライブ中継でご覧いただけます。

第10章 議員の定数及び報酬並びに政治倫理（第24条・第25条）

第24条（議員定数及び議員報酬）

- 1 議員定数及び議員報酬は、福知山市議会議員定数条例（平成14年福知山市条例第32号）及び福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年福知山市条例第28号）で定めるところによる。
- 2 議員の定数及び報酬の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければならない。
- 3 議員定数及び議員報酬の条例の改正案は、市長が提案する場合及び法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案する。

【解 説】

- 1 議員定数及び議員報酬は、別に条例に定めることを定めています。
- 2 議員定数及び議員報酬の改正は、行財政改革の側面だけでなく市政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討することを定めています。
- 3 議員定数及び議員報酬の条例改正案は、議会自らが説明責任を果たすため、議員が改正理由を付けて提案することを定めています。

第25条（議員の政治倫理）

議員は、市民全体の代表者としてその責務を常に自覚し、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

【解 説】

議員は、職務の倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使するなど、市民の疑惑を招くことのないよう行動することを定めています。

第 1 1 章 最高規範性及び見直し手続き（第 2 6 条・第 2 7 条）

第 2 6 条（最高規範性）

この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

【解 説】

この条例を、本市議会に関するすべての例規に優先するものと位置付けています。この条例の目的や考え方が、議会に関するすべての例規に反映します。

第 2 7 条（見直し手続）

- 1 議会は、議会運営がこの条例の目的、原則等に即して行われているかどうかを不断に検証し、必要があると認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講じるものとする。
- 2 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、当該改正案の提案者に改正の理由及び背景を詳しく説明させなければならない。

【解 説】

- 1 検討の結果、制度の改善が必要となった場合は、条例改正等の措置を講じることを定めています。
- 2 市民への説明責任を果たすため、条例改正等の理由、背景を本会議において説明することを定めています。

第 1 2 章 補則（第 2 8 条）

第 2 8 条

この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。